

# 履修要綱

## 1. 授業時間について

- ・ 1単位時間は、45分計算となります。
- ・ 1単位あたりの学修時間は、授業時間内の学修時間だけではなく、授業の事前の準備と事後の復習を行うことが前提になっています。積極的に自主学修も行いましょう。

昼間部	1時限目	9時20分～10時50分 (45分×2)
	2時限目	11時00分～12時30分 (45分×2)
	3時限目	13時10分～14時40分 (45分×2)
	4時限目	14時50分～16時20分 (45分×2)
	5時限目	16時30分～18時00分 (45分×2)

## 2. 授業形式について

- ・ 講義、講義・演習、実技、実習の4種類からなる。

## 3. 授業について

- ①授業は時間割に基づいて実施される。
- ②授業はその形式により実施される場所が異なる。
- ③各教科30分以上の遅刻、早退は欠課扱いとする。(ただし、交通機関の遅れについては考慮する)
- ④休講や授業変更についての諸連絡は校内に掲示する。(ただし、突発的なものを除く)

## 4. 出席・欠席・遅刻・早退について

### (1) 出欠席について

- ①全教科、全出席が原則です。
  - ・ また、授業出席の基本は「授業開始時刻までに受講できる状態にしておくこと」であることが前提となります。
  - ・ 病気等予測できない事情で欠席する場合がありますので、日頃から全出席を心がけて下さい。
- ②欠席した場合は、登校後速やか(1週間以内)に欠席届に理由を明記し、担任に提出して下さい。  
なお、下記理由の場合は、手続きすることにより欠席扱いとしません。

- |  |
|--|
| ①インフルエンザ(医療機関の発行の登校許可書(治癒証明書)を添付のこと)   |
| ②学校保健安全法に定める感染症(医療機関の発行の登校許可書(治癒証明書)を添付のこと)<br>※新型コロナウイルス感染症も含まれます。  |
| ③本人に過失のない不慮の事故または災害(証明できるものを添付のこと)   |
| ④近親者の忌引き(会葬お礼葉書き等を添付のこと)<br>※近親者が死去した場合、忌引き日数は下記の通りです。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 父母、子、配偶者、同居する兄弟姉妹 7日以内</li><li>・ 別居の兄弟姉妹、祖父母、義父母 3日以内</li><li>・ 叔父母、伯父母 2日以内</li><li>・ 配偶者の兄弟姉妹・祖父母 1日以内</li><li>・ 従兄弟姉妹 1日以内</li></ul> |
| ⑤校長が必要と認めた場合   |

## (2) 遅刻・早退について

①遅刻、早退は、3回で1回の欠席とします。30分以上の遅刻は欠席とします。

- ・遅刻・早退の届け出は当日中に必ず行ってください。事後提出は原則として認められません。
- ・遅刻とは授業開始時間後 30 分以内に入室したときになります。また、早退とは授業終了時間前 30 分以降に退出したときになります。

②遅刻した場合

- ・授業教室に入る前に、職員室で手続きして下さい(検印のある遅刻届を受ける)。手続きのない場合は欠席になります。
- ※遅刻届の記載時刻を入室時間とします。
- ・授業終了直後に遅刻届に教科担当教員の印またはサインを受け職員室へ提出して下さい。
- ※必要事項を記載してある状態で、教科担当教員からサインをもらって下さい。

## (3) 遅延証明書のある場合

- ・授業教室に入る前に職員室で手続きをして下さい。(検印のある遅刻届を受ける)。
- ・授業終了後、遅延証明書に学籍番号、氏名を記入し、遅刻届に添付して職員室に提出して下さい。
- ※インターネットによる遅延証明は不可とします。
- ※通学経路以外の延着は認めません。
- ※各交通機関に問い合わせることがあります。

## (4) 早退する場合

- ・終了 30 分以上前の早退は欠席とします。
- ・所定の手続き（早退届の提出）を経ず無断で退出した場合は欠席とします。

## 5. 補講（学則第 24 条）

- ・正当な理由による申出により学校長が認めた場合は、補講を行うことがあります。
- ・申出には根拠となる書類（例：診断書等）の提出が必要となります。

## 6. 履修単位の認定

- ・日本総合医療専門学校 単位認定・進級判定要領・卒業認定要項参照。

## 7. 進級、仮進級、原級留置、卒業の判定

- ・日本総合医療専門学校 単位認定・進級判定要領・卒業認定要項参照。